

埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の取扱いについて

1. 埋蔵文化財とは

埋蔵文化財とは土の中に埋まっている文化財のことで、土器・石器などの「遺物」と、古墳・住居跡など「遺構」のことをいいます。町内には多くの埋蔵文化財が存在しております。このような埋蔵文化財が所在する土地（範囲）のことを、「周知の埋蔵文化財包蔵地」といい、一般に「遺跡」と呼ばれています。なお所在状況は、和歌山県教育委員会作成の『和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図』に掲載されております。

2 遺跡の有無を確認するには

建設予定地の場所が分かる地図（住宅地図等）を持参の上、日高川町教育委員会へお越しください。

もしくは、和歌山県教育委員会 文化遺産課 のホームページ内にある『和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図』にて確認してください。

アドレス：<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/maizou/index.html>

3. 遺跡範囲内で土木工事をする場合は

遺跡の範囲内で住居建築・開発行為等の土木工事を行う場合は、工事着手の 60 日前までに文化財保護法に基づく届出書の提出が必要です。

届出書は、町教育委員会を経由し県教育委員会へ提出され、県教育委員会から指導内容（確認調査・工事立会・慎重工事 等）の通知が届出者に伝達されます。この間、土木工事等については着手することができません。

建築・土木工事を実施する場所が遺跡に入っていると、調査及び協議・調整のため日数がかかることがありますので、計画段階のなるべく早い時期に遺跡の範囲かどうかを確認してください。

お問い合わせ先

日高川町教育委員会 教育課

TEL 0738-22-8816

Fax 0738-24-0154

和歌山県教育委員会 様

住 所

氏名等

印

埋蔵文化財発掘の（届出・通知）について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）「第93条第1項・第94条第1項」の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記2のとおり（届出・通知）します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在および地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要（10参考事項の欄に記入）
- 6 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者の氏名並びに事務所の所在地)
- 7 当該土木工事等の施工担当者の氏名及び住所
- 8 発掘着手の予定時期
- 9 発掘終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

添付書類

- 1 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図(1万分の1以上の精度で工事箇所が特定できるもの。A4版を基本とする。)
- 2 当該土木工事等の概要を示す書類及び図面(A4版を基本とする。)

別 記

第 93 条第 1 項 ・ 第 94 条第 1 項 (○で囲むこと。)

1 所在地			
2 面積			
3 土地所有者	氏名等		
	住所		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
			員数
	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 () 道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校 宅地造成 個人住宅		
5 工事の目的	分譲住宅 集合住宅 個人住宅 兼用住宅 () 工場 店舗 その他建物 ()		
	道路 河川 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス 電気 水道 下水道 電話通信 農場関係 土砂採集 その他開発 ()		
6 工事主体	氏名等		
	住所		
7 施行責任者	氏名		
	住所		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項			

指導事項	(発掘調査) 工事立会 慎重工事 協議 その他
------	---------------------------

- 注意事項
- 1 太線枠内は、届出・通知者が記入する。
 - 2 遺跡の種類・現状及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲む。
該当項目がない場合は、() 内に記入する。
 - 3 指導事項は、和歌山県教育委員会で記入する。

参 考

届出には下記の図面等を添付して下さい

1. 土木工事をしようとする土地及びその付近の地図（1 万分の 1 以上の精度で工事個所が特定できるもの。A4 版を基本とする）

2. 当該土木工事等の概要を示す書類及び図面（A4 版を基本とする）
 - ・ 工事対象地の位置を明示した「周知の埋蔵文化財包蔵地所在地図」の写し
 - ・ 掘削範囲を明示した平面図、掘削深度を明示した断面図
 - ・ 個人住宅の場合、浄化槽埋設を行う場合は、その規格に関する図面
 - ・ 工事設計における現 GL（地面の高さ）と設計 GL（地面の高さ）の関係を明記
 - ・ 過去の調査時と現在で、盛土工事等により現 GL（地面の高さ）が変化している場合はその旨を明記